

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年5月8日(2024.5.8)

【国際公開番号】WO2023/017697
 【出願番号】特願2023-541241(P2023-541241)

【国際特許分類】

G 0 6 F 3/03(2006.01)

H 0 1 H 9/02(2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 3/03 4 0 0 D

G 0 6 F 3/03 4 0 0 F

H 0 1 H 9/02 A

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月18日(2023.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【請求項7】

請求項1に記載の電子ペンであって、

前記側面装着部材は、1以上の静電容量方式のタッチセンサを備えたタッチセンサ部と前記タッチセンサ部とが取り付けられるプレート部とからなり、

前記タッチセンサ部の前記タッチセンサを通じて操作入力を可能にすることを特徴とする電子ペン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

30

【補正の内容】

【請求項8】

請求項1に記載の電子ペンであって、

前記側面装着部材は、1以上の感圧方式のタッチセンサを備えたタッチセンサ部と前記タッチセンサ部とが取り付けられるプレート部とからなり、

前記タッチセンサ部の前記タッチセンサを通じて操作入力を可能にすることを特徴とする電子ペン。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

40

【補正の内容】

【請求項9】

請求項1に記載の電子ペンであって、

前記側面装着部材は、タッチセンサ部とプレート部とからなり、

前記タッチセンサ部には、検出方式の異なる2種類のタッチセンサが、それぞれのセンサ領域が重なるようにして積層されており、

前記タッチセンサ部の2種類の前記タッチセンサに対してタッチ操作することにより、操作入力を可能にする

50

ことを特徴とする電子ペン。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

従って、タッチセンサユニット4のペン先側（係合部41FT側）を、筐体11の側面開口部11Hのペン先側の端部側に突合するように斜めに差し込み、後端側（被押圧部41BK側）を側面開口部11Hに向かうように押し下げる。これにより、タッチセンサユニット4は、係合部41FTが筐体11の内壁面に係合し、被押圧部41BKが筐体11内部の押圧機構部によってペン先側に押圧されて、筐体11の側面開口部11H部分に取り付けることができる。

10

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

この実施の形態のタッチセンサユニット4においては、図3(D)に示した基板Bd1 感圧式センサCH5、CH6の上に、図3(C)に示した基板Bd2 静電容量方式センサCH1、CH2、CH3、CH4が積層されてタッチセンサ部42（図3(B)）構成されている。これにより、タッチセンサ部42上を使用者の指が軽くなぞった程度では、静電容量方式センサCH1、CH2、CH3、CH4によってその操作が検出されるだけである。しかし、タッチセンサ部42上を所定値以上の圧力を掛けるように押下操作したとする。この場合には、静電容量方式センサCH1、CH2、CH3、CH4の内、押下操作した部分の静電容量方式センサと、その下側に位置する感圧式センサCH5、CH6とが、同時に押圧操作されたことを検出できる。

20

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

第1押圧部18aの下側には、押圧突起が設けられ、これが回路基板17のスイッチSW1を押圧できるようになっている。同様に、第2押下部18bの下側には、押圧突起が設けられ、これが回路基板17のスイッチSW2を押圧できるようになっている。同様に、第3押下部18cの下側には、押圧突起が設けられ、これが回路基板17のスイッチSW3を押圧できるようになっている。

30

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

すなわち、押圧部材71は、コイルバネ72が巻回された棒状部71bの後端側が基板保護部材18の後端のアーチ部18AHを潜るようにして、基板保護部材18の載置凹部に載置される。この場合、押圧板部71aの左側面の凹部71Lには、基板保護部材18の載置凹部の左内側面から突出する凸部18Lが入り込み、押圧板部71aの右側面の凹部71Rには、基板保護部材18の載置凹部の右内側面から突出する凸部18Rが入り込

40

50

む。このようにして、押圧部材 7 1 及びコイルバネ 7 2 は、基板保護部材 1 8 の後端側の載置凹部上に、外れたりずれたりすることがないように載置される。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 7】

このようにして、サイドスイッチユニット 3 を側面開口部 1 1 H 部分に装着した場合に、サイドスイッチユニット 3 の第 1 押下ノブ 3 2 を押下すれば、基板保護部材 1 8 の第 1 押圧部 1 8 a を介して、回路基板 1 7 上のスイッチ S W 1 を押下操作できる。同様に、サイドスイッチユニット 3 の第 2 押下ノブ 3 3 を押下すれば、基板保護部材 1 8 の第 2 押圧部 1 8 b を介して、回路基板 1 7 上のスイッチ S W 2 を押下操作できる。また、サイドスイッチユニット 3 の第 3 押下ノブ 3 4 を押下すれば、基板保護部材 1 8 の第 3 押圧部 1 8 c を介して、回路基板 1 7 上のスイッチ S W 3 を押下操作できる。

10

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 7】

但し、少なくとも第 1 押下ノブ 6 2 と、第 2 押下ノブ 6 3 と、第 3 押下ノブ 6 4 の下面中央部に設けられる押下突起は、プレート部 6 1 の厚み $h 2$ に対応した長さとなっている。これにより、図 6 (C) に示すように、電子ペン 1 に対してグリップ部材 5 を装着し、筐体 1 1 の側面開口部 1 1 H とグリップ部材 5 の側面開口部 5 H とを一致させ、サイドスイッチユニット 6 を電子ペン 1 に対して装着したとする。この場合、サイドスイッチユニット 6 の第 1 押下ノブ 6 2 、第 2 押下ノブ 6 3 、第 3 押下ノブ 6 4 の下面中央部に設けられた押下突起は、図 4 (C) に示した態様で、基板保護部材の第 1 押圧部 1 8 a 、第 2 押圧部 1 8 b 、第 3 押圧部 1 8 c の中央部分に接触する。

20

30

40

50